

平成29年度 須賀川市議会委員会行政調査報告書

須賀川市議会

委員会		期間	調査内容	調査地	資料 ページ
常任委員会	総務	平成30年1月31日～2月2日 (3日間)	議会による事業評価について	静岡県富士市	1～9
			庁舎機能及び活用について	徳島県阿南市	10～20
	建設水道	平成30年1月17日～19日 (3日間)	草津川跡地公園整備について	滋賀県草津市	21～27
			松山アーバンデザインセンターを核とした都市デザインの推進について	愛媛県松山市	28～33
	生活産業	平成30年1月17日～19日 (3日間)	農商工連携による地場産業の育成について	静岡県三島市	34～41
			定住人口拡大の促進について	岡山県新見市	41～48
	教育福祉	平成30年1月30日～2月1日 (3日間)	学校支援地域本部事業について	滋賀県彦根市	49～58
			学校規模適正化について	京都府亀岡市	59～72
	議会広報	平成29年11月8日～9日 (2日間)	議会広報について	埼玉県深谷市	73～83
	議会運営委員会	平成30年2月7日～8日 (2日間)	議場における大型スクリーンの活用について	千葉県柏市	84～94
			議会ホームページ及びタブレット活用について	埼玉県北本市 (株式会社 会議録研究所埼玉営業所)	95～100

行政調査の概要

委員会名	総務常任委員会	調査期日	平成30年 1月31日 ～2月2日	調査先	静岡県富士市 徳島県阿南市
参加者	委員長 大越 彰 副委員長 大寺正晃 委員 広瀬吉彦 丸本由美子 鈴木正勝 高橋秀勝 理事者 野沢正行 (企画財政課長) 随行 松谷光晃				

調査事項： 議会による事業評価について

【富士市の概要】

- (1) 市制施行 昭和41年11月1日 (2) 面積 244.95 km²
- (3) 人口 254,867人 (H29.12.31現在) (4) 世帯数 104,424世帯 (H29.12.31現在)

1 富士市の概要

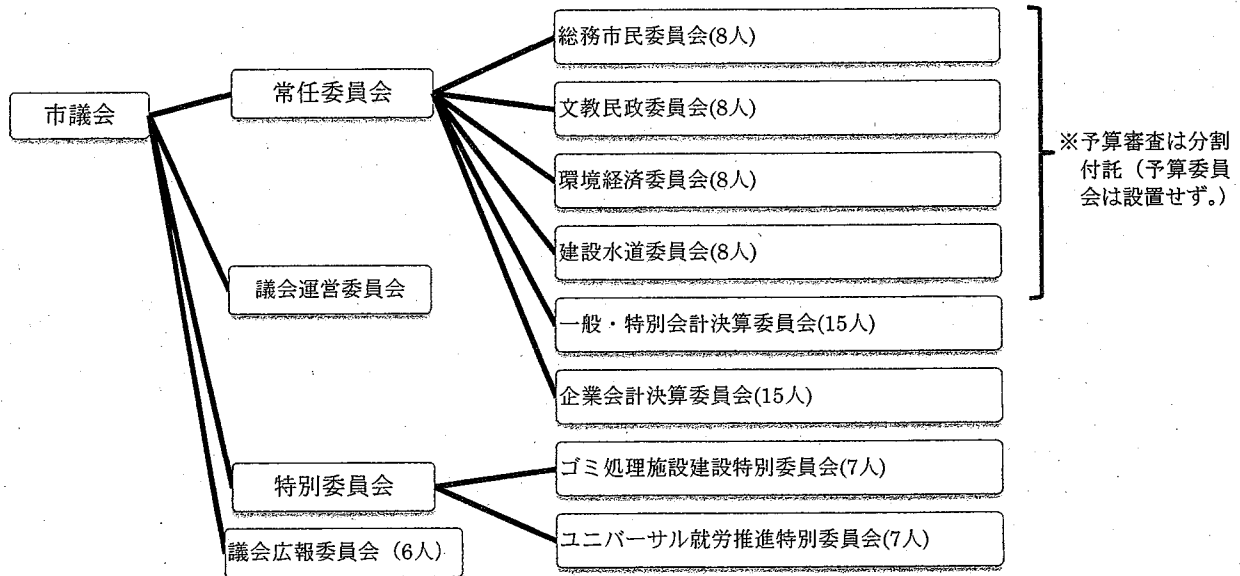
富士市は、静岡県の東部に位置し、世界遺産である富士山の南麓に広がる都市であり、市の南側は駿河湾に面している。豊富な地下水に恵まれ、古くから製紙産業が盛んであり、「紙のまち」として成長し、特にトイレットペーパーは全国の3割が富士市で生産されている。

紙パルプのほか自動車、電気機械産業などの工場も隣接し、工業都市として発展してきた都市であり、平成22年11月には、隣接する富士川町と合併し現在に至っている。

2 富士市議会の構成

議会における事業評価は、主に常任委員会が基礎組織となって実施されており、組織の構成としては、次のとおりである。

特徴的な点としては、予算委員会は設置せず、4つの常任委員会に分割付託しており、決算を重視し、決算委員会を常任委員会化している。(議員定数 32人)



- ・ 4つの常任委員会は1年交代性とし4年の任期で一巡することとされている。
- ・ 決算委員会は、議長及び監査委員を除く30名を二分して選任しており、1年交代制として任期中にそれぞれの決算委員会を2回務めることとされている。
- ※上記委員会のほか、全員協議会や議会改革検討委員会等の組織もあり。(ここでは省略)

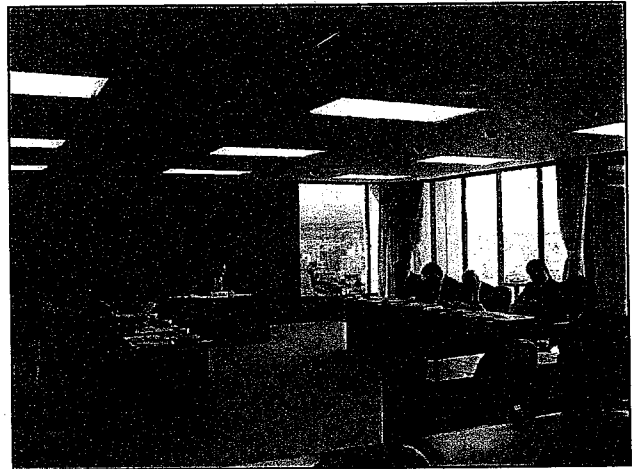
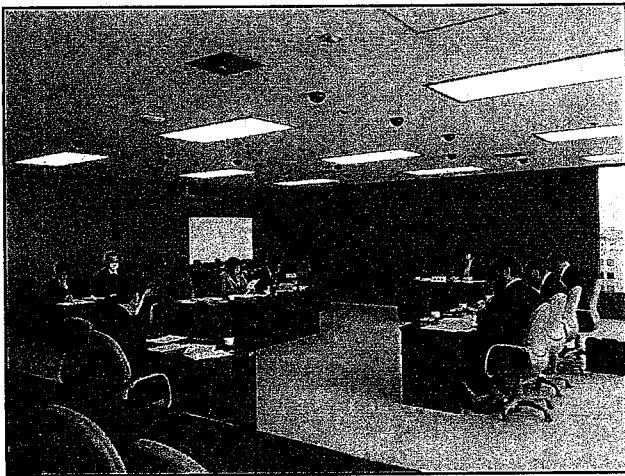
3 富士市の事業評価

(1) 事業評価実施のはじまり

富士市議会における事業評価は、平成23年の統一地方選挙のタイミングで施行した富士市議会基本条例を根拠として実施している。

条例第10条中には、議会は市長等が執行した事業の評価を行うため、市長等に対し必要な資料の提出を求めることができるとされており、また、議会は市長に対し、議会の評価を予算に反映するよう求めなければならないとされている。

このため、平成23年の基本条例施行から現在に至っている。



【視察時の様子】

(2) 事業評価の経緯

●平成23年度当時のポイント

⇒評価の手法等について議会改革検討委員会で協議

⇒事業別予算の中で内部管理事務と法定受託事務を除く約1,000事業から評価対象事業を選定することとし、各会派から対象事業を提出

⇒議会改革検討委員会で事業を内定し、議会運営委員会で確定

⇒当時は、決算審査を特別委員会（一般会計・特別会計・企業会計）が実施しており、一般審査と事業評価を並行して実施し、全委員が評価シートを作成【9月定例会】

⇒それぞれの特別委員会で議会としての最終的な評価を決定し、9月定例会終了後に議長から市長へ評価を手渡し



※手法として一般審査と事業評価を並行して進めたため、議員の関心が評価シート作成に
いってしまい、通常審査がおろそかになってしまった。【反省点あり】

●平成24年度当時のポイント

⇒9月議会に限らず決算関係の審査を行えるよう決算特別委員会を常任委員会へ
(一般・特別会計決算委員会、企業会計決算委員会)

⇒また、決算委員会協議会を設置し、年間を通じて協議できる体制を確保

⇒評価対象事業は常任委員会ごとに選定(当局に資料要求⇒資料受理⇒議員へ配付)

⇒一般・特別会計決算委員会協議会及び企業会計決算委員会協議会で当局資料に基づき評価
対象事業の説明と質疑を行い、評価シートは会派ごとに作成

⇒決算委員会の審査は従来通りの一般審査に戻す

⇒事業評価は協議会で決定し議運で確定



※平成 23 年度の反省を生かし、一般審査と事業評価を切り離して実施することとし、平成 26 年度まで同様の手法で実施。

●平成 27 年度当時のポイント

⇒統一地方選挙による新たな議会体制を契機として、評価対象事業を各決算協議会で選定
(選んだ人達が審査も行う形とした)



※当局資料を議員に配付してから決算委員会協議会開催までの期間が短期間 (4 日) であった。【反省点あり】

●平成 28 年度当時のポイント

⇒前年度の反省を生かし、当局資料の配付から決算委員会協議会開催までの期間 (19 日) を確保



※平成 29 年度も同様に実施。(4 月の段階で当局と協議しスケジュールを決定し実施)

(3) 事業評価における難しい点

- ・評価対象事業は各決算委員会協議会で議員のみで選定するが、絞り込みが重要であり、委員長の采配が大事との説明があった。(協議会全体としてなかなか統一性が図れない。)
- ・同様に評価についても協議会内でまとまらない場合があり、時には多数決の場合もあるため委員長の采配が重要。(評価は A～D までのいずれかの評価しかないので、ランク付けとしては多数を占める評価とし、文章中に様々な意見を入れ込む等の工夫をしているとのこと。)

4 使用様式について

(1) 富士市議会事業評価シート (会派用) ⇒協議会で話し合うために会派単位で作成する様式

(2) 富士市議会事業評価様式 ⇒ (1) で決定した内容を議会の評価としてまとめるための様式

(3) 富士市議会事業評価反映状況個票 ⇒議会の評価に対する市長部局から議会への回答様式
(評価対象事業に対する予算対応を示した様式)

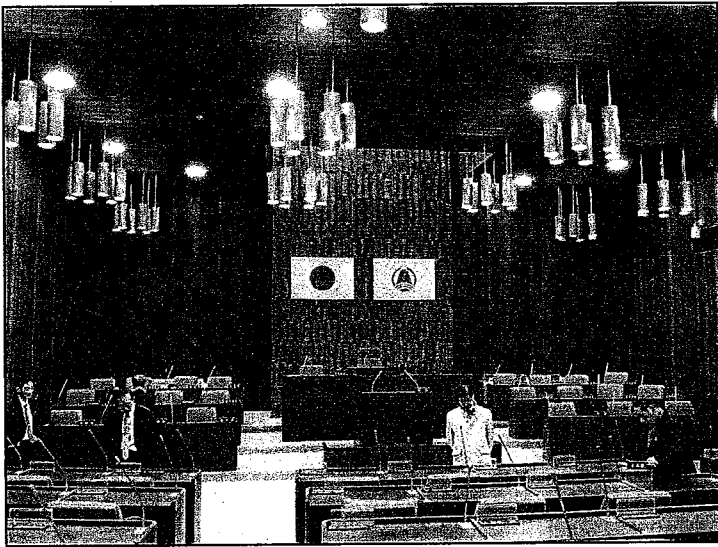
(4) 富士市議会事業評価シート (当局用)

事業概要

事業実績書

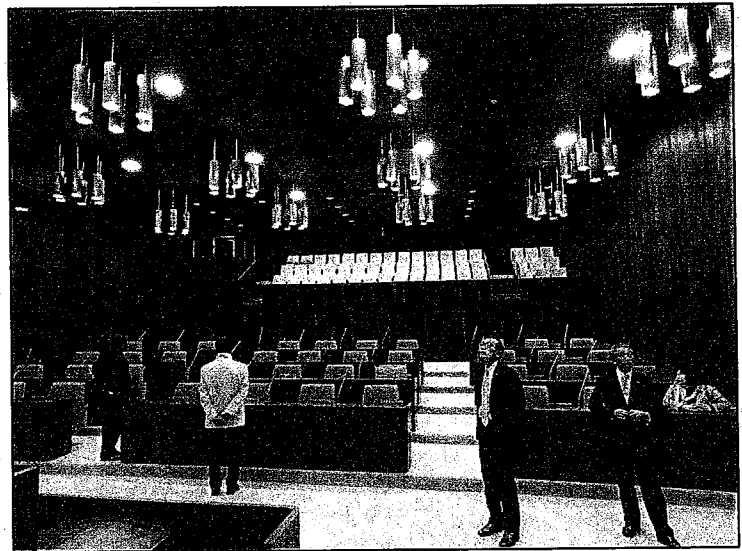
⇒議会で評価を行うための資料として、市長部局で作成する様式

※ (1) ・ (2) は議会で作成し、(3) ・ (4) は市長部局で作成する様式



【富士市議場：議長席及び当局席側】

【富士市議場：議員席及び傍聴席側】



質疑応答

(鈴木正勝委員)

Q：事業評価の対象事業の選定について、一般会計及び企業会計合わせて約1,000事業から選定するに当たり、その選定の基礎となる資料については何かあるのか。

A：何もない中で選定は難しいため、議会事務局で事業一覧を作成し、その中から選定してもらうこととしている。一般会計は名称のみ、企業会計は名称と概要を明示している。

Q：評価をするに当たり、例えば平成28年度の決算はいつ頃できるのか。

A：事業評価はあくまで事業（内容）を評価する考えとしおり、決算額については評価の段階ではほぼ出てはこない。

Q：会派用の評価シートと市議会事業評価書はどのような役割で使用しているのか。

A：会派用の評価シートは、議員が評価するにあたっての基礎となる項目を示したものであり、評価の前段階の資料であり、事業評価書は最終的な議会の評価をまとめた様式である。

Q：選定した9事業について、ホームページを見ると当局から評価にあたっての参考資料が提出されており、非常に詳しくまとまっているが、決算関係に付随した資料としても使用しているのか。全事業でこのような資料を作成しているのか。

A：事業評価のためにより詳細に作成したものであり、当局側もかなり大変であり、苦勞している部分でもある。事業評価に限定した資料である。

(丸本由美子委員)

Q：富士市における当局側の取組と議会が事業評価を行うことに至った経緯について、両面から伺いたい。

A：当局側は当局側で以前から事業評価をやっているが、それとは別に議会側の視点で捉えるというのが本市の事業評価の考えである。

Q：評価を市長に手渡して次の予算に生かすといった流れの中で、当局側でも早め早めに評価の作り込みや決算の作り込みを行うといった経緯はあるか。

A：決算書とは別であくまでも事業の評価として行っている。(決算を早めに行うようなことはない)

Q：協議会における評価については、なかなか簡単にはいかないとの説明があり、委員長の采配が大きいとあったが、相応の時間も確保されているのか。

A：簡単に行くものではなく、委員長の采配が重要であり、采配の中で折れる方もいれば主張される方もおり、最終的には多数決の形もある。ただ、少数派の意見も含める形で妥協案を作るようなやり方もある。

Q：評価対象事業の選定はそれぞれの委員会(4つの委員会)の協議会で選定していると思われるが、何も対象がない協議会もあるのか。

A：4つの委員会と決算は別のものであり、決算委員会は各15人で構成され、決算委員会の中で事業を選定し評価をしている。(4つの常任委員会では事業評価は行わず、決算委員会が選定から評価まで行っている。)

Q：評価結果を議運で確定としているが、なぜ協議会としていないのか。

A：位置付けとして議運が上位にあり、形として最終決定は議運としている。ただ、協議会の決定が議運で覆ることはない。(最終的な確認をする仕組みとして議運としている。)

(高橋秀勝委員)

Q：資料の中で青春対象事業費は議会の評価が極めて低いが、仮に当局の次年度予算が通常通りに計上された場合、議会としての対応としてはどのような想定が考えられるのか。

A：当該事業については、少し特殊で純然たる事業としては既に実施してなく、形を変えて継続している事業であるためこのような方向性になったもの。今後の方向性で廃止となったものはこれが初めてであるが、仮に廃止の方向性が下されたものの対応については、当局側の判断という事になる。

Q：既に形を変えて継続との事だが、議会側からの声があってそのような対応とされたのか。

A：明確に議会から話があってという事ではなく、様々なところから話があっての対応である。

(大寺正晃委員)

Q：評価対象事業の選定件数は決まっているのか。

A：特に件数を決めているものではないが、例年、それぞれの会計で5事業前後となっている。

Q：選定にあたり、各会派の希望通りにいかない場合もあるとの説明があったが、数を増やすとかの要望や動きなどはあるか。

A：議員も評価を行うことは大変であるため増やしたいとの話はないが、各会派で譲れないとなれば増えることになる。

(広瀬吉彦委員)

Q：議会による事業評価の取扱いについては絶対的なものと捉えているのか、あくまで当局側の考えにより判断されるものなのか。

A：絶対的なものではない。議会からは出来る限り予算に配慮するよう求めるが、当局にも事情はあるため絶対的なものとはしていない。

(大越 彰委員長)

Q：事業の内容によっては現地を確認する必要があるものも想定されるが、その辺の実態について伺いたい。

A：協議会で現場に行って調査をすることはない。あくまで現地確認は各自で行っていただき評価をしてもらうようにしている。

Q：議長から市長に対して評価書を手渡すこととしており、議会としての力が前面に出ているやり方に思えるが、当局側の受け止め方について伺いたい。

A：当局としては負担に感じるところもあると思うが、基本条例に位置づけされた評価であり配慮していただく必要があるためこのような形になったもの。

【各委員の所感】

(大越 彰委員長)

富士市の議会による事業評価は、議会基本条例の中で「議会の評価を市長に対して明確に示すと共に、予算に反映するよう求めなければならない」と明記している。スケジュールは7月に一般・特別会計決算委員会協議会と企業会計決算委員会協議会を開催し、評価対象事業を選定（平成29年度は一般会計5、企業会計4）し、当局へ資料要求を行い、8月に資料受理し議員に配付、その後、約20日間、各議員が資料の調査を行い、当局より資料の説明、質疑を行い各会派で評価シートを作成している。

9月決算審査終了後、協議会で議会の評価を決定し、10月の9月議会最終日に議長から市長に議会評価を渡すというスケジュールになっている。市当局は議会の事業評価を踏まえ、次年度への反映を議会へ示している。議会と当局との日程調整はスムーズで、当局からの評価シートは見やすく資料も詳しくなっているので、大変分かり易いと感じた。また、議会の事業評価シートも評価の理由、今後の取組方、翌年度予算への提言と分かり易いものとなっている。

本市においては、決算特別委員会での審査で各議員が提言として意見を述べているが、どの程度次年度の予算に反映されているのか分からない現状であり、今回視察を行った富士市のように、議会としての評価は当局にとってもないがしろにできないこととなるため、本市においても議会としての事業評価をどのように行うのが良いか協議すべきと感じた。

議員の日程調整や理解も必要であるが、実施してみて良い方向に変えていければ、更なる議会改革に繋がり、より市民に理解される議会になっていくと感じた。

(大寺正晃委員)

富士市議会は、平成23年に施行された富士市議会基本条例第10条※により、決算に重点を置いた事業評価を行い、それらを予算編成に生かしている。

評価対象事業は、富士市議会事業評価シート（会派用）を用いて各会派から選出され、議会運営委員会において決定している。評価が分かれたり、なかなかまとまらない場合には多数決を

用いる。選定数は年度により異なるが、近年では概ね一般会計 5、6 件、企業会計 4 件くらいで推移していた。

実績評価項目は 4 つの視点「必要性」「実施主体」「効率性」「成果」から行われ、ABCD の 4 段階で評価し、その理由を添えている。今後の方向性は 5 区分（1 拡充 2 継続 3 改善継続 4 大幅見直し 5 縮小廃止検討）に分類され今後の取り組み方や翌年度予算についての提言を添えている。

議会の評価は、9 月定例会最終日にマスコミ同席で、議長から市長に手渡され、web 上や議会広報でも公開している。

本市では、当局自らが作成している行政評価の項目数が膨大な数に上り、その作成のための労力は通常業務に大きいのしかかっていると思うが、果たして職員の労力に見合った効果を生み出しているのか疑問に思う。評価すべき事業を議会主導で選定し、深く掘り下げて評価する富士市の手法は本市の評価法より機能しているように感じた。

※富士市議会基本条例（抜粋）

（決算審査）

第 10 条 議会は、決算の審査に当たり、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行うため、市長等に必要な資料の提出を求めることができます。

2 議会は、予算編成に生かすため、議会の評価を市長に対して明確に示すとともに、予算に反映するよう求めなければなりません。

3 議会は、審査の内容を充実させるために、学識経験者等による専門的調査等を必要に応じて活用しなければなりません。

（広瀬吉彦委員）

富士市議会事業評価については、評価対象事業 9 事業を選定し、評価に至った理由は 4 段階、今後の方向性は 5 段階として、今後の取組方、翌年度予算への提言を決定するという仕組みであったが、市議会の事業評価として評価に携わった議員 100% の評価なのか、そして民意はどう反映されるのか疑問が残った。

また、市議会の事業評価は絶対権限を持つのか、持たせる方が良いのか、あるいは当局からの反問権の行使によって評価が変動することはあるかなど、一部質問を行い、議会の評価は絶対的なものとはしていないとの回答であったが、今後の推移に期待したいところである。

本市においては、当面は当局から提出される評価表の充実を図り、全体の評価を見ながら政策を提言していきたいと考える。

（丸本由美子委員）

富士市における行政調査では、既に平成 23 年度より「議会改革検討委員会」での議会基本条例の中に「議会の評価」が位置付けされ、手法等の協議を行い実施がスタートした。様々な検討や研究、失敗なども経験しながら、現在実施されている議会による事業評価について確立されてきたことが示され、理解するうえで大変関心を持つ説明であった。（あらかじめ私達、総務常任委員会から質問事項などを送っていたことも、富士市議会事務局の的確な説明に繋がったと思われる。）

会派ごとの評価対象事業の選定を持ち寄り、決算委員会協議会として選定を行う流れや、その際、当局に対して事業評価のための資料を要求し、協議会での説明・質疑までに 20 日程の学習する時間を取れることは、決算審査や事業評価に対する意識の高さを感じ取ることが出来た。さ

らに、議会としての事業評価を決定するプロセスにおいては、互いに意見を出し合い、委員長の采配によりまとめ上げていくことを伺い、かなりの労力を要するであろうと感じた。

私の質疑の際、意見がまとまらない評価についての調整として、少数意見については評価シート内の「評価に至った理由」等で反映させていくことや、市当局側が行う「予算案への反映状況個票」の存在、さらに公開の方法（webサイト、議会だより）は、特に関心の持てる事柄であり、今後、私たちの議会・委員会としての研究材料として大いに参考となるものだと感じた。

（鈴木正勝委員）

1、取り組み経過と内容

平成 23 年 4 月 1 日施行の「富士市議会基本条例」に基づいて、議会による事業評価を、

- ①決算審査に当たって必要な資料の提出を求めること
- ②予算編成に生かすため評価を明確にして予算への反映を求めること
- ③審査の充実へ必要に応じ学識経験者等による専門的調査等を活用すること

と定めている。

6 月開催の議会改革検討委員会において、評価対象事業を各会派から一般・特別会計 3、水道事業会計 1、病院事業会計 1 程度とすることを決定し、7 月に評価対象事業の内定している。8 月開催の議会運営委員会で評価対象事業を確定し、当局に対し、事業評価のための資料要求を議長名で行っている。9 月議会開催の定例会中における決算特別委員会にて評価を全議員が評価シートを作成して提出し、議会運営委員会にて評価の決定を行っている。10 月の定例会最終日に議長よる市長に議会の評価を手渡している。

平成 24 年度には、決算特別委員会を常任委員会として位置づけし、協議・調整を行う場として決算委員会協議会を設置している。また、評価シートは会派ごとに作成することに決定。

平成 27 年度には、議運で行っていた評価の決定を協議会で行うこととしている。

平成 28 年度には、一般会計 5、企業会計 4 の評価対象事業の選定を決算協議会で行うこととしている。

2、調査所感

議会として主体的に事業評価の選定や評価シートを作成しており注目に値すると思った。

また、議会が評価するに当たり詳細な参考資料は、大変よくまとめられており評価していくうえで必要な事だと強く感じた。

さらに、実施していく中での課題が見えてきたことに対する対応の重要性と今後の課題については、①対象事業の選定。②評価結果の協議・調整の方法。③予算編成への反映結果についての検証など、これから須賀川市議会で行き届くよう取り組むうえで大変参考となるものであった。

（高橋秀勝委員）

富士市議会の常任委員会は 6 委員会であり、一般・特別会計及び企業会計のそれぞれの決算もその 6 委員会の内に入っており、予算は各常任委員会で行う方法とされている。

富士市の事業評価は、議会基本条例に位置づけされ、そのポイントとしては

- ・議会は 15 名で決算の審査にあたり、市長等が執行した事業等の評価を行うため、市長に必要な資料の提出を求めることが出来る。
- ・議会は、予算編成に生かすため、議会の評価を市長に対し明確に示すと共に、予算に反映するように求めなければならない。

と明記されている。

議会による評価は、各会派で実績評価を行うこととしており、必要性・実施主体・効率性・成果について審査を行い、評価をA～Dまでの4段階に区分し、その結果に基づき今後の方向性を1～5までの5段階で示すこととしている。

評価対象は、全ての事業を評価するのではなく、各会派からの評価を5～9事業位に絞り、最終的には議会運営委員会で決算審査終了後に確定して、9月議会最終日に議長より市長に議会の評価を手渡すやり方としている。

私が感じたこととしては、このような手法であれば当議会でも事業評価に前向きに検討できると感じたが、数多くの実績評価が出た場合の、絞り込みが課題と考えられる。



【富士市庁舎屋上にて】
※屋上はテラスとして一般公開されている。

【富士市庁舎屋上からの景観】



調査事項： 庁舎機能及び活用について

【阿南市の概要】

- (1) 市制施行 昭和 33 年 5 月 1 日 (2) 面積 279.25K m²
(3) 人口 74,270 人 (H29. 12. 31 現在) (4) 世帯数 30,802 世帯 (H29. 12. 31 現在)

1 阿南市の概要

阿南市は、四国の最東端に位置し、太陽が一番最初に昇る市と言われており、平成 18 年 3 月には隣接する那賀川町、羽ノ浦町と合併し新阿南市が誕生している。(合併当時の人口は約 8 万人であったが、現在は約 7 万 5 千人の規模となっている。)

主な産業としては、温暖な気候に恵まれ一次産業も活発であり、特に水稻栽培、いちご、ハウスマカン、そして徳島名産であるすだち、魚介類も豊富である。更には、二次産業でも沿岸部には、王子製紙、新日本電工、電力開発等、そして内陸部には最先端技術の結晶である「青色発光ダイオード」で有名な日亜化学工業が立地しており、企業の恩恵もあり比較的財政的にも恵まれた都市である。

また、ユニークな取り組みとしては、「野球のまち推進課」を設置し、野球によるまちおこしに取り組んでおり、全国的にも知名度が高まっている。

【阿南市庁舎正面玄関側から】

あなんフォーラムが広がる。災害時には一次避難場所として使用する計画。

天井は自然採光の仕組みが取り入れられている。



2 阿南市新庁舎

(1) 建築経過

平成 17 年 3 月 庁舎建設基金条例を制定

平成 17 年～20 年 基本構想、用地選定等を検討するために、議会議員や職員、あるいは市民によるそれぞれの組織（委員会や懇話会）の設置

平成 20 年 8 月 阿南市庁舎建設基本構想を策定

平成 21 年 3 月 現地での建設を決定（3 月定例会で市長が表明）

平成 21 年 9 月 阿南市庁舎建設基本計画を策定

平成 23 年 3 月 基本設計完了

平成 24 年 1 月 国土交通省所管の CO₂ 先導事業プロジェクトに決定

平成 24 年 7 月 実施設計完了

平成 25 年 3 月～27 年 1 月 I 期工事（高層部：地下 1 階～地上 7 階）2 月から業務開始

平成 27 年 4 月～29 年 3 月 II 期工事（低層部：地下 1 階～地上 3 階）

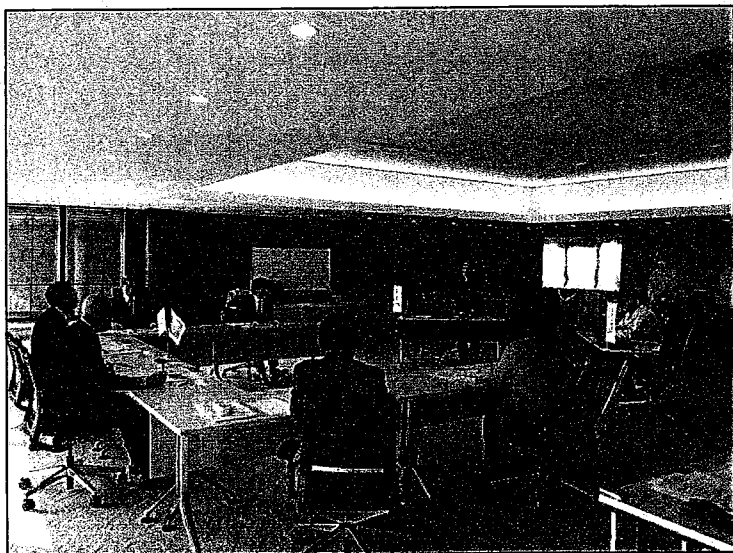
平成 29 年 5 月 全面供用開始（低層部業務開始）

※現在も一部外構工事と駐車場を整備中であり平成 29 年度で庁舎関連工事は全て完了の運び

(2) 建設目的

旧庁舎は昭和41年に完成し、当時としては十分な機能と規模を備えていたが、時代の変遷と共に、老朽化や狭隘化、耐震基準の問題、更には今後30年以内に70%の高い確率で発生が予測されている南海トラフによる巨大地震を想定した防災拠点、復旧活動拠点としての再構築を目的として建て替え計画を進めてきたもの。

【全員協議会室にて：視察時の様子】



【市長応接室にて：岩浅市長と面会】
阿南市の概要や庁舎建設について、
ユーモアを交えて説明をいただいた。

(3) 建設コンセプト

- ①市民・議会・行政の3者を形にした庁舎
- ②安心・安全を形にした庁舎
- ③光と風をデザインした省CO₂モデル庁舎

(4) 庁舎機能

ア 市民・議会・行政の協働の姿を表現したデザイン

庁舎低層部には市民向けの窓口機能や親しみあるデザイン、さらには議会フロアを配置しており、高層部はその他の行政的機能を配置するデザインとしている。

正面から入ると広大なスペース（あなんフォーラム）が広がり、災害時の一次避難スペースとして使用する計画とされている。

- ・低層部⇒1・2階は市民に接する機会の多い課を配置し、3階はほぼ議会エリア
- ・高層部⇒上記以外の行政機能を配置

イ 環境配慮

できる限りCO₂を排出しない建物として国土交通省から認定され補助を受けている。

【光】自然光を多く取り入れる機能、光を活かした機能

- ・ガラス張りやハイブリットーフにより多くの光を取り入れる工夫
- ・長い庇や県産木材ルーバーによる日差し対策

【風】外気を取り込む機能

冷暖房を使用しない中間期には空気の上昇効果を利用して、外の空気を取り込み快適な室内環境を維持（窓際の職員が寒いという欠点もあるとのこと）

【その他】

- ・全館LED照明としており県産のLEDを使用（日亜化学工業製）
- ・屋根面の太陽光パネル（低層 330 枚、高層 144 枚のパネルで約 100 k w の電力を捻出）
（参考：屋根面に屋上庭園を設置し市民に開放。サツマイモを植えて収穫祭を実施。）
- ・シーリングファンによる気流を活かした省エネ空調

ウ 安心安全

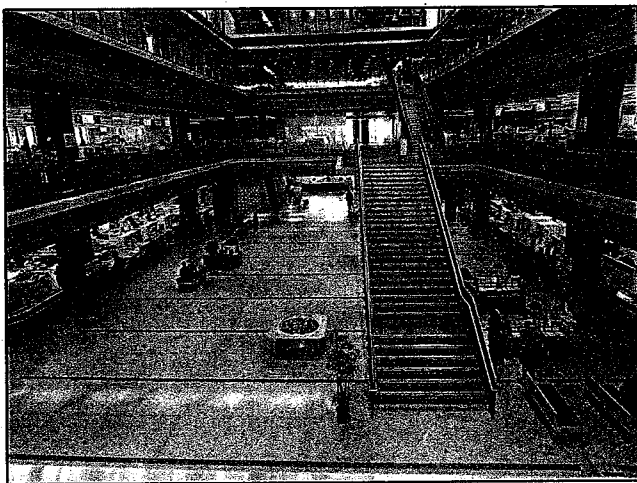
防災拠点としての様々な機能を配備している。

⇒免震構造、液状化対策、水害対策、機械室の配置、非常用発電機、電源車対応、非常用汚水槽

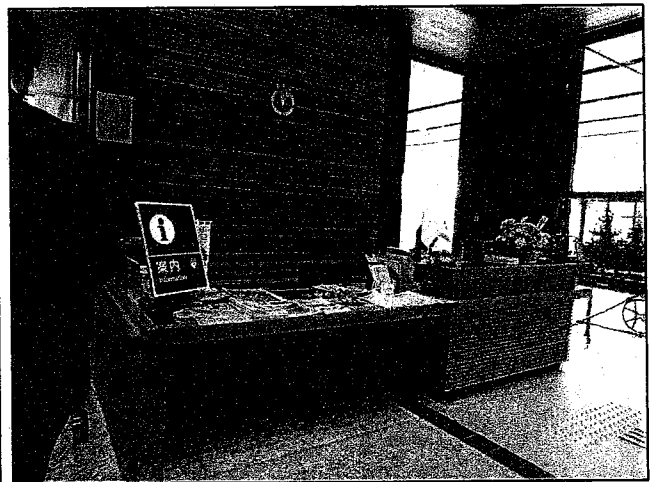
- ・液状化が高い地盤であったため、現状地盤から 20m掘り下げ地盤改良を実施。
- ・地下駐車場には免震装置が配置されている。
- ・庁舎の外側部には、免震効果を高めるため竹林トラスと呼ばれる不規則な柱（構造材）が設置されており、1階と3階を結んでいる。（東西と北側に設置）
⇒執務室の外周部に柱が少ないすっきりとしたスペースが確保されている。

エ 阿南らしさ

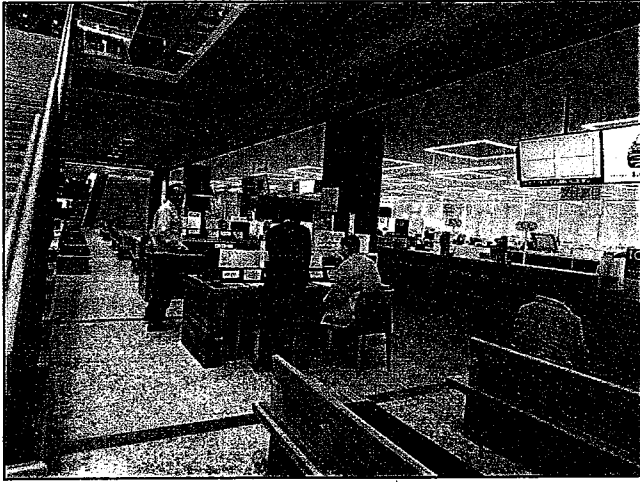
- ・県産のLEDを全館に配置
- ・県産杉を庁舎の内外にできる限り使用
- ・庁舎外装に県産の青石を使用



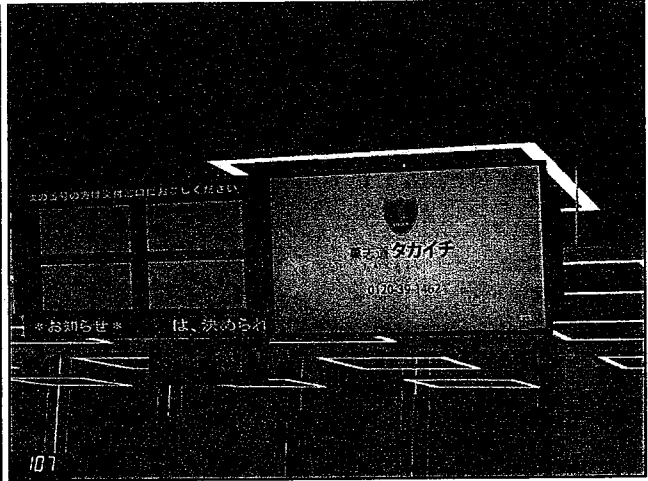
【1階ロビーの全景】



【総合案内：県産杉を使用】



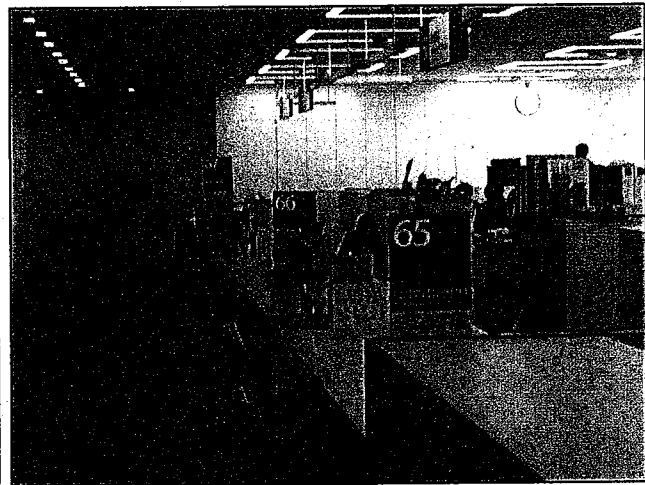
【1階窓口カウンターの様子】※低層階



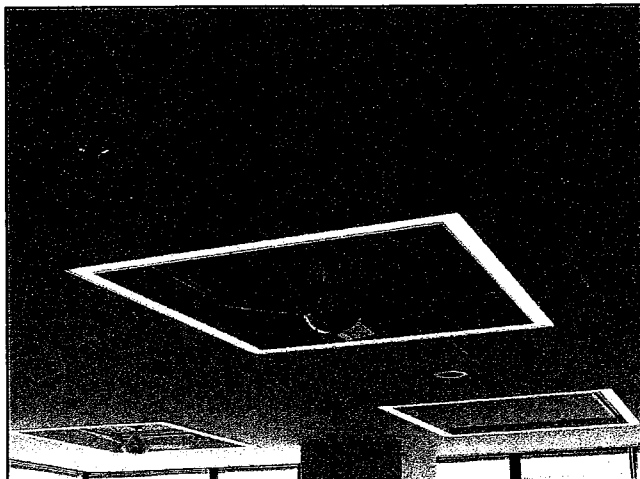
【窓口表示板、企業広告も表示】



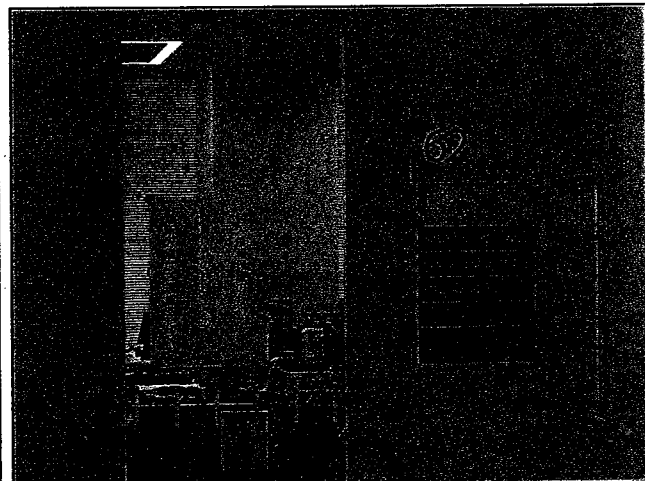
【2階執務スペースの様子】※低層階



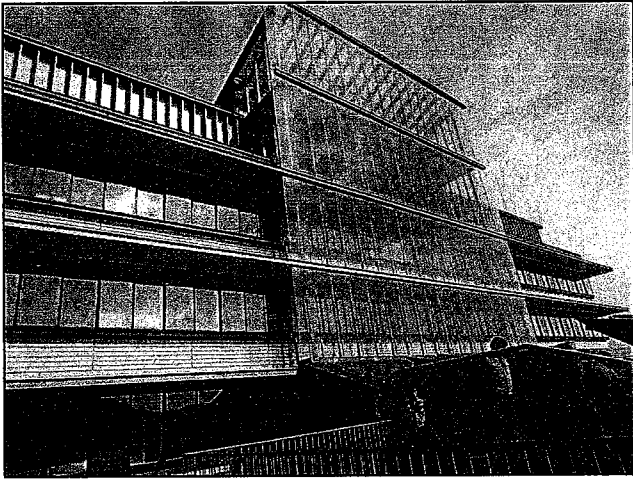
【6階窓口カウンターの様子】※高層階



【LED照明とシーリングファン】

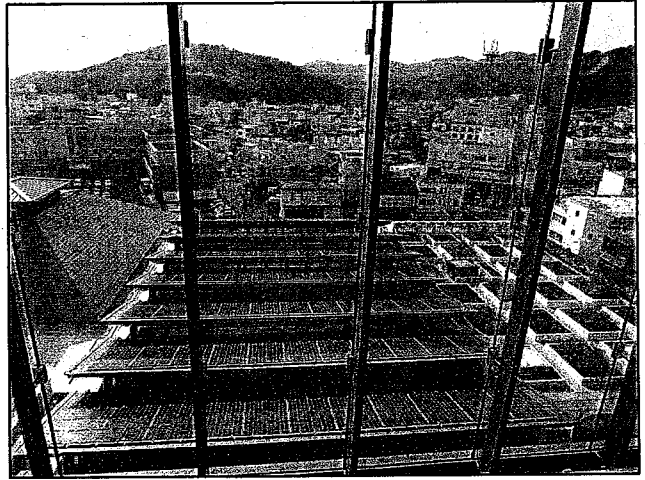


【個人情報保護のためIT推進課は個室】

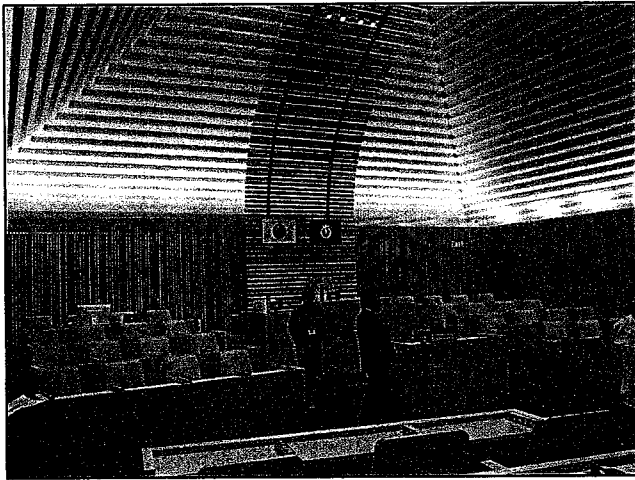


【グリーンボイド】

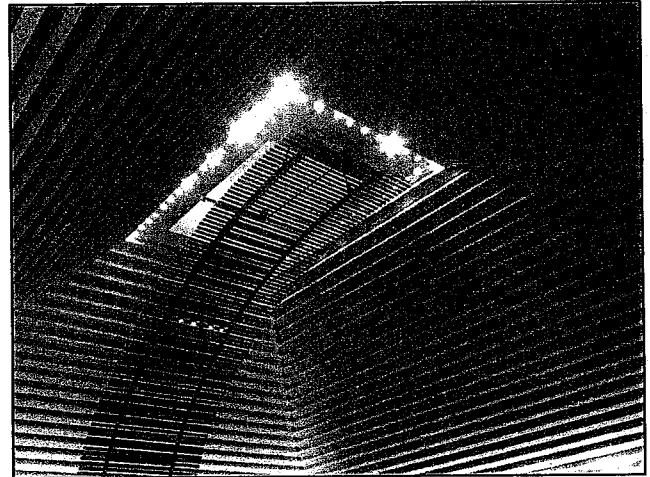
※庁舎中央部が空調換気の役割を担っている。



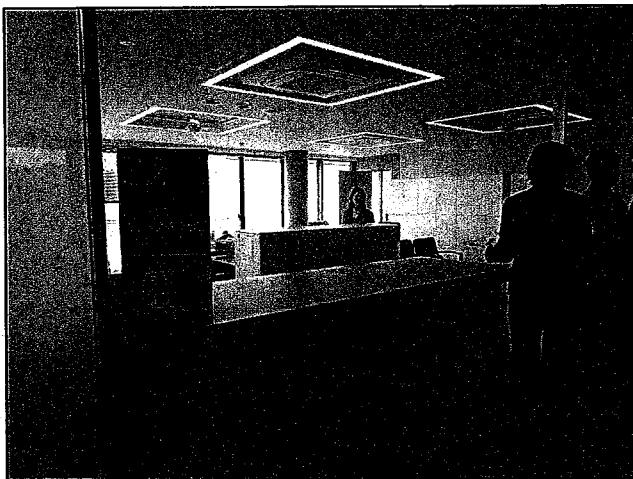
【屋上に太陽光発電を設置、右側は屋上庭園】



【阿南市議会議場】



【議場の天井部】



【議会事務局窓口】



【議会事務局室内】

※議会エリアは出入口で仕切られているが、エリア内の個室に制限等は無く出入り可能である。

3 その他（事前質問に対する回答）


今回の調査に当たり、事前に提示していた質問事項について、書面にて回答があった。

平成30年2月2日(金)午前9時30分から

福島県 須賀川市議会 総務常任委員会

質 疑	回 答
<p>新庁舎における機能(特徴点やセキュリティへの配慮等)及び活用(ソフト面の)状況</p>	
<p>① 庁舎建設基本方針の「利用にやさしい庁舎」について、どのいった工夫がなされているか</p>	<p>ひとにやさしい庁舎として、わかりやすい空間をつくることがユニバーサルデザインの第一歩と考え、「あなんフォーラム」を同一階だけでなく上下階にも見通しが効く配慮がわかりやすい空間とし、また、気配りの行き届いたユニバーサルデザイン（外光が入る快適なトイレやバリアフリーへの配慮等）を徹底し、庁舎を訪れる人々、庁舎で働く全ての人々が使いやすいデザインとして設計されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合案内には個別アンテナと多目的ホール床下に専用配線を埋め込んだ難聴者用磁気ループシステム、正面出入口に音声誘導案内設備を設置 ・利用者の多い窓口を1階と2階に集約し、関連性のある窓口をできるだけ近くに配置するワンフロアサービスを導入。 ・市民生活課に税務証明の一部も発行できる証明発行専用窓口を設置。 ・戸籍・住民票・印鑑証明・諸証明の請求について、従来はそれぞれの請求書(4種類)であったのを、1枚の請求書に統合した。 ・フロアマネージャーを配置し、窓口案内及び申請書等の記入補助を行っている。 ・広告事業による窓口番号案内、電子看板(デジタルサイネージ)を導入している。 ・庁舎1階～3階部分の吹き抜け空間(あなんフォーラム)を災害時の一次避難場所に指定 ・おもてなしの心を大切にした接遇を実践するため、「接遇ハンドブック」を作成(人事課)
<p>② 庁舎開庁後、来庁者等からの意見や要望内容について</p> <p>③ 上記に対する対応について(改善した箇所など)</p>	<p>新庁舎で業務を開始してから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎が広い ・トイレ、ガラス張りで出入口が分かりにくい ・エレベーターの待ち時間が長い ・喫煙場所が分かりにくい 等の意見があった。 <p>開庁から約1月間は、地下駐車場入り口等に警備員の配置を行い、安全対策を施す。</p> <p>また、新庁舎で業務開始にあたり、概ね1ヶ月間は窓口総合案内2名に加え、案内従事職員を増員し来庁者の対応を行った。その際、来庁者からの各種意見や要望について整理し、「窓口サービス改善委員会」で協議し、不具合や不親切な部分を可能なところから順次改善が必要であると考えている。</p> <div data-bbox="678 1612 1173 1937" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>須賀川市議会 総務常任委員会</p> <p>29.5.20</p> <p>新市庁舎を「実のなる花」に</p> <p>新しい須賀川市庁舎は、市民が「実のなる花」として愛されるよう、開庁後、市民の声を聞き取り、改善策を講じた。また、市民の声を聞き取り、改善策を講じた。また、市民の声を聞き取り、改善策を講じた。</p> </div>

福島県 須賀川市議会 総務常任委員会

	質 疑	回 答	
④	<p>東南海地震等の災害に対応した避難所としての機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備を上層階に備え、72時間(500kva)の館内への動力供給を可能している。(軽油10,000ℓ貯蔵) ・太陽光発電設備(100kw)は受変電設備室で手動切替により庁舎内へ電気供給できる仕組みとしている。 ・桑野川堤防と連絡している2階北側出入口付近に電源車から電気供給を受けることができる接続設備を配置している。 ・水害対策として、1階床高さを庁舎南側の県道道路面より1m程度高くしたうえで、各出入口部分に防潮パネルを取り付ける対策を施している。(3連動大地震時の県道浸水約1m) ・震度7クラスの揺れに対応できるように免震装置(積層ゴムアイソレータ)を34基設置する。(建物の揺れを1/4~1/5に低減) ・建物の地盤強化(兼液状化対策)として、静的締固砂杭工法(砂杭)を採用し、東西74m、南北84mの範囲に現状地盤から約20m、約1,500本×φ700mmの砂杭を構築し、直接基礎で建設している。 ・庁舎1階~3階部分の吹き抜け空間(あなんフォーラム)を災害時の一次避難場所に指定している。 ・庁舎の災害備蓄倉庫(約108㎡)を地下1階に備えており、アルファ米4,427食(1日約2,000人分)、ミニクラッカー等3,602缶、災害時要援護者用お粥2,160食、保存水2,727本(1.5L)備蓄している。(家庭1日、市1日、県1日、災害救援物資へ繋げる計画) ・上水道の途絶に備え、30t(3,000人がおよそ3日間過ごせる量)の貯水槽を設置している。なお、避難者の在館想定は職員500人、避難者750人。 ・下水道が途絶した場合は、地下の遊水槽を汚水槽として使用することができる。 	
⑤	<p>議会関連諸室のセキュリティの現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派控え室、議会事務局へは、基本2箇所出入口があるが1箇所は、常に施錠されており、議会事務局員の職員カード若しくは議員に配布している入退室カードをかざさないと入場することができない。もう1箇所の出入口は、議会事務局前を通過しないと会派控え室に行くことができない。(閉庁日、閉庁時間は出入口を施錠している。) 	
⑥	<p>会派室等の利用時間、利用可能曜日について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開庁日以外については、入退室カードにより入室することが可能 	
⑦	<p>ロビーや会議室、市民への開放の考えについて</p>	<p>市民交流ロビーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎低層部1、2階に市民へ情報提供できるスペースとして市民交流ロビーを設けている。(防火シャッターにより執務ゾーンと区分けが出来ます。) ・庁舎正面(南側)に市民広場を設けており、春には、桜が咲き憩いの場所となります。7月に開催する夏祭りの阿波踊りの舞台、2月末に予定している活竹祭等のイベントにも使用し、低層部2階の市民交流ロビーを開放し、観覧席となるテラスを設けている。今後に於いても各種イベント開催に活用していく予定。 	

質疑応答

(大寺正晃委員)

Q：議会エリアについて、議員が休日に利用したい場合などは利用が可能となっているのか。

A：出入口は施錠されているが、入退室カードがあれば入場が可能である。議員には議員専用のカードが配付されているため、休日でも入室は可能である。空調も電気も使用が可能。

Q：本市ではJアラートが2回鳴り、その際ガラス付近から離れるようアナウンスが流れた。阿南市もガラス張りの庁舎であるが、何らかの対策などはあるのか。

A：地震に対しては免震構造となっており、また、ガラスも1/200の変形に耐えることができるためガラスが割れることはないと思っているが、ミサイルに対する対策は具体的にはまだ何もない。

(高橋秀勝委員)

Q：維持管理費については、旧庁舎と比較してどのような傾向にあるのか伺いたい。

A：昨年5月8日からの業務開始ということで、1年が経過していないため正確な比較はできないが、庁舎の面積としてはほぼ倍であるため、光熱水費も倍になるかと思っただ、大まかな数値ではあるが1.3倍程度となっている。

(野沢正行企画財政課長)

Q：庁舎建設費の財源について、一番大きく活用した財源について伺いたい。

A：一番大きいのは基金であり、庁舎建設経費としては約89億(仮庁舎等の経費は含まず)だが、基金の積み立てとしては56億程度あった。その他は起債、国からの省CO₂補助が事業費の2パーセントで約2億であり、純粋な単独費はほとんどない。

【各委員の所感】

(大越 彰委員長)

阿南市新庁舎のコンセプトは市民が集うパブリックスペース、災害に強い庁舎、自然の光と風を取り込んだ省CO₂モデルの3つがある。3階までの吹き抜けは圧倒されるほどの広い空間である。災害時の一次避難場所になる。

広い空間であるが、各課のサイン表示も遠くからでも分かり易く、窓口カウンターと職員の距離も近く、市民が来てもすぐに分かる点はいい。本市では、職員が仕事をしていると市民が声を掛けないと分からないので、何らかの工夫は必要だと感じた。また、難聴者用磁気ループシステムや正面出入口の誘導案内設備は、市民にとってやさしい取組だと感じた。

東南海地震に対応した庁舎であるが、主となる駐車場が地下で備蓄倉庫も地下にあり、津波対応は十分なのかについては疑問が残った。

市民に使いやすい施設にするために市民からの意見、要望を「窓口サービス改善委員会」で協議し、可能なところから改善していく考えとのことであった。

市民への開放については、1階、2階の市民交流ロビーを市民に開放しており、庁舎前の市民広場は阿波踊りや活竹祭等のイベントに使用しテラスを観覧席として開放して市民が集える施設にしている。

新庁舎は旧庁舎に比べ約2倍の広さになったが、維持管理費(光熱水費)は1.3倍と低いのは自然エネルギーを活用していることが大きいと考える。

阿南市の新庁舎は、地元企業のLED照明を使いとにかく明るく、地元杉をふんだんに使っており、安らぎを感じる素晴らしい庁舎であった。

(大寺正晃委員)

阿南市は、新庁舎の業務開始に当たり、開庁から一カ月間は駐車場入口等に警備員を配置し安全対策を施すとともに、窓口総合案内2名に加え案内従事職員を増員し、来庁者の対応を行っていた。その際の来庁者からの各種意見や要望について整理し「窓口サービス改善委員会」で協議し改善に努める仕組みがある。改善はハード面に留まらず、例えば諸証明の申請書を一枚に統一するなどの利用者にやさしいソフト面の改善にも取り組んでいた。

議会関連エリアのセキュリティについては、本市同様、入退出カードを使用しており、出入口も本市と同じく、事務局前を通過する通路と施錠されたドアをカードで開錠する裏口の2か所であった。開庁日以外の会派室の利用については入退出カードを使用して出入りが可能であった。会派室内については、本市の机や椅子の形状や配置のほうが政務活動をしやすい環境であると感じたが、訪問者のための椅子の配置などは本市にはない市民サービスであった。

議会図書スペースは、施錠できるドアのついた一部屋を確保しており、調査や閲覧がしやすい広さと環境であった。本市の図書スペースにも改善の提言をしていく。

市議会議員には、平日はもとより土日祝日や朝から晩まで、様々な活動が求められており、開庁日や開庁時間に限らず会派室を利用できる体制をとっている阿南市の取組はもともとであり、開庁時間にしか利用できない本市にも早急に改善していただけるよう提言していく。

庁舎内の市職員の執務スペースについても、セキュリティの観点から出入りが制限されていたが、打合せ等の必要がある議員の出入りは容認されており、議員のスムーズな情報収集に協力的であると感じた。議員の出入りが禁止されている本市にも改善できないか提言をしたい。一つでも多くの提言が一日も早く実現するよう取り組んでいきたい。

末筆になるが、阿南市長の岩浅様には熱烈な歓迎のご挨拶と、情熱的で楽しい懇談の時間をお取りいただいた。郷土愛の熱い思いと、岩浅流トップのあるべき姿を学ばせていただき、調査項目外であるが心から御礼申し上げたい。ありがとうございました。

(広瀬吉彦委員)

阿南市新庁舎は環境配慮技術をふんだんに駆使した建物であり、この取組が評価され国土交通省が推進する住宅、建築物省CO₂先導事業の採択プロジェクトに認定されたとの事であった。

視察にあたり、まず各階を案内いただいたが、どの階へ行っても明るいというイメージであり、発注者側のコンセプト（自然の「光と風」をやさしく取り込む）によるものが大きいと感じられた。

それぞれのテーマ（「光」と「風」）は、日射対策、シーリングファン（気流感を与え快適性を確保）、グリーンボイド（風の道）、全館LED照明、太陽光発電と自然採光、空調用外気を地中を通して取り入れる仕組（サーマルトレンチ）などにより、全体が明るくまとまっていた。

最後に、阿南市市長応接室において、岩浅市長と面会ができ、庁舎の明るさのいわれを感じたところであった。

(丸本由美子委員)

同時期に開庁となった阿南市役所庁舎の視察は、色々な箇所で感心させられることばかりであった。4年に渡る建設に向けた時間を掛けていること、県産杉材をふんだんに使った構造、内装の作り込みとなっており、更には地元企業開発のLED照明、自然採光を取り入れ、自然換気もできる「光と風をデザイン」した省CO₂モデル庁舎は、全体的に明るく、暖かい建物となっている。

南海トラフ巨大地震を想定しての免震構造の採用は須賀川市と同様。一方、庁舎屋上に設置された太陽光発電パネルは省CO₂への取組が分かり易く、また屋上緑化は本市とは異なる所であった。私達、総務常任委員会として事前に質問事項を送っておいたことで、庁舎見学とあわせて理解が深まるものとなった。

各部署の案内看板やエレベーター内の各階の表示など、大きく見やすい所は「利用者にやさしい庁舎」の一部であり、本市でも表示等については、再検討を求めたい。

ソフト面としてセキュリティでは、議員が執務室に入れること、議会の会派控室の出入口の使い方の工夫、会派室の使用時間が休日夜間も可能であること等は、須賀川市役所でも検討できる事柄であると思われる。また、総合案内、市民サービスに関連する窓口業務についても、全て正規職員体制を整えていると聞き、公務労働者としての意識のあり方についても伺うことができた。

今回の調査での阿南市の職員、更に市長による「おもてなしの心」にも大変好感を持てた。今回の行政視察・調査を、本市の新庁舎機能（ソフト面）の改善に役立てていけるよう、議員として提案をしていきたいと思う。

（鈴木正勝委員）

1、特徴的な内容

コンセプトは、①市民が憩い集うパブリックスペースとなる新しい庁舎（市民・議会・行政3者の協働の姿）。②災害に強くもしもの事態を想定した安心・安全な庁舎。③自然と「光と風」をやさしく取り込む省CO₂モデル庁舎。として建設されている。

主な機能は、庁舎1階から3階部分の吹き抜け空間を市民に開放した「あなんフォーラム」が災害時の一次避難場所として指定されている。

総合窓口では、総合案内には個別アンテナと多目的ホール床下に専用配線を埋め込んだ難聴者用磁気ループシステム、正面出入口に音声誘導案内設備を設置している。

市民生活課に税務証明の一部も発行できる証明発行専用窓口の設置とフロアマネージャーを配置し、窓口案内及び申請書等の記入補助を行っている。

また、おもてなしの心を大切にしたい接遇を実践するため人事課において「接遇ハンドブック」を作成している。

2、活用状況

1階、2階では防火シャッターにより執務ゾーンと区分し、市民へ情報提供できるスペースとして市民交流ロビーを設けている。また、庁舎正面（南側）に市民広場を設け、各種イベントに使用し、2階の市民交流ロビーを解放し観覧席となるテラスを設け活用している。

3、調査所感

庁舎のイメージは2段構えの特徴ある建築となっている。

窓口の来庁者が金曜日としては少ない感じを受けた。

駐車場を近くに整備中とのことだが車での来庁者には利便性が低いと思った。

昨年5月の開庁からの市民の意見として、トイレ、ガラス張りで出入口が分かりにくい、エレベーターの待ち時間が長い、喫煙場所が分かりにくいなどの意見があり、窓口サービス改善委員会などで協議し改善を図っているとのこと。

須賀川市においても、現状の問題点の精査を図り、改善すると共に、さらなる機能の充実と利便性の向上へ継続的な対応をしていくうえで大変参考になるものであった。

(高橋秀勝委員)

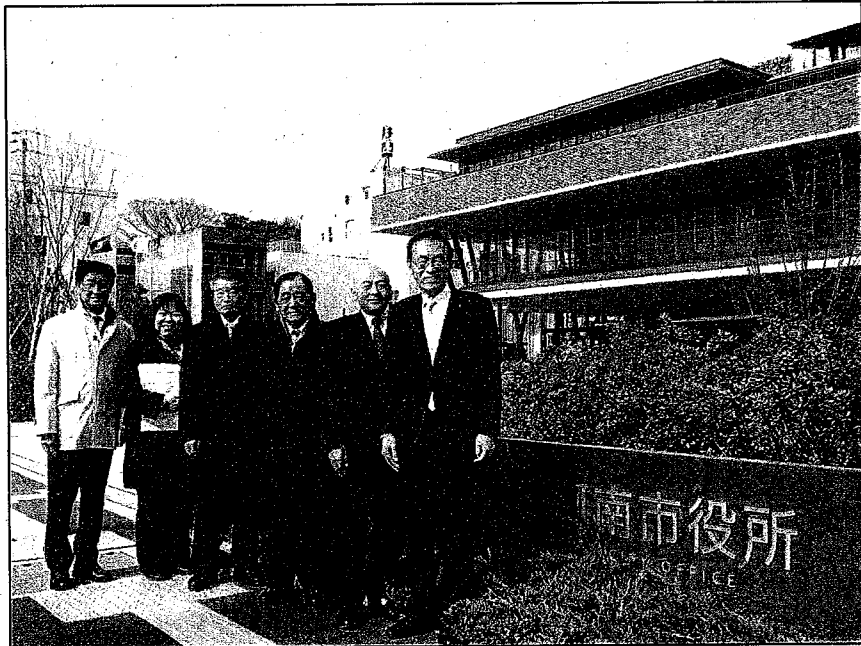
阿南市の新庁舎は、全体構成として市民・議会・行政の協働の姿をコンセプトに整備され、環境配慮としては、自然の光と風をやさしく取り込む庁舎として設計されている。

また、分かり易い空間構成、外光が入る快適なトイレやバリアフリーへの配慮など、訪れる人、庁舎で働く人が使いやすいユニバーサルデザインとされている。

本市の庁舎も素晴らしいが、県産の杉材などをふんだんに使い暖かみのある庁舎と感じた。

また、業務開始にあたっては、来庁者の各種意見や要望について整理し「窓口サービス改善委員会」で協議して不具合や不親切な部分を可能なところから改善されているようである。

本市としても開庁1年を迎えるにあたり、改善を必要とする部分について、市民、来庁者、庁舎で働く人から意見等をいただき、さらに使いやすく親しみの持てる庁舎利用に向け取り組む必要があると思う。



【阿南市役所正面入口にて】